

まず第一に第 11 回委員会にて、淀川の全てのゴルフ場は「パブリック制ではなく会員制である」との断定的見解が示され委員会の報告事項となって居りました。この件について申し述べます。

設立時パブリックとして発足したのは、樟葉パブリックゴルフコース、水無瀬ゴルフ場です。セミパブリックとして発足したのは淀川ゴルフ倶楽部です。何がセミパブリックであるかと申しますと、友の会会員制度であり、正式な会員制度でない事です。ですから入会金も 1 万円であり、返済の必要性のない入会金であるという事です。阪神友の会とか巨人友の会とかと同じ部類のものであるという事です。その後昭和 53 年度よりの建設省のパブリック化の指導に従い、昭和 57 年より完全パブリックとして淀川ゴルフクラブは営業致して居ります。その他の 3 コースは会員制として発足して居りますが、53 年度よりの建設省のパブリック化の指導に従い 90% 以上パブリックとして営業致して居ります。尚詳しいパブリック化の現状は 3 場の意見提出を待つ事と致します。でありますから「淀川の河川敷ゴルフ場が全て会員制である」との委員会の断定は誤りである点ご指摘申し上げます。

尚会員制の種類について申し上げます。

1. 社団法人会員制 2. 株主会員制 3. 預託金会員制 4. 一部預託金入会金制

以上の 4 種類はゴルフ場にて一般的に会員制と呼んでいるものであり、金額も高額に設定されているものです。

5 番目の会員制として友の会会員制がありますが、これは金額も安く設定されて居ります。この分については営業的に客の固定化を目的とするもので一般的には会員制の区分けには入らないものです。

第 2 に委員の選出方法についての質問です。追加の委員が任命されているようですが、何らの紙面上の紹介もありません。委員については手当及び交通費等も支給されて居る事でもあり、就任及び辞任については紙面にて詳細を報告して頂きたいと思います。

委員の選出方法を是非お教え願いたいと思います。

以上